

履行期間（納入期限）内の検査（検収）の実施について

愛川町では、受注者への早期支払と履行遅滞を防止するため、業務委託、物品の購入、工事請負等の契約について、契約書（請書）に記載されている履行期間（納入期限）内に検査（検収）を行うことといたしますので、業務完了届・納品書・工事完成届等は、下記の提出条件を満たした上で、契約書に記載の履行期間（納入期限）の10日前（工事請負契約の場合は14日前）までに提出をお願いします。

なお、清掃業務委託・賃貸借契約など、履行期限最終日まで業務が行われる性質の契約は、この取扱いの対象とはなりませんので御注意ください。

業務完了届・納品書・工事完成届等の提出条件

1. 仕様書・設計図書（追加、変更指示等を含む。）に示されている全ての業務等が完了していること。
2. 仕様書・設計図書により義務付けされた資料の整備が全て完了していること。
3. 契約変更を行う必要が生じた業務（工事）において、最終変更契約を発注者と締結していること。

（注意事項）

業務等の完成が遅れて（受注者の提出書類の整理がされていない場合を含む）、検査期間として見込んだ日数が確保できず、検査の実施日が履行期間（納入期限）外となった場合は、損害金の請求対象となります。

また、検査（検収）の結果、修補指示等を行った場合には、修補等に要する期間も履行期間（納入期限）内に行うこととなります。修補等の対応が、履行期間等を超えた場合は、履行遅滞となり損害金の請求対象となります。

さらに、この場合、受注者は、検査期間を考慮した工程計画を行い、これに基づき履行する必要があることから、工事・コンサル業務等の成績評価にあたっては、減点対象とします。

※発注者である愛川町は、適正な履行期限（納入期限）の設定に努めることとし、履行期間等の見直しが必要な場合は、速やかに変更契約等を行い対応する。